

○水質汚濁防止法施行令 別表第三に掲げる施設

特定施設 番号	名 称
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鉱業（石炭鉱業並びに石油及び可燃性天然ガス鉱業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの               <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 選鉱施設</li> <li>ハ 坑水中和沈でん施設</li> </ul> </li> <li>・ 石炭鉱業の用に供する施設であって、次に掲げるもの               <ul style="list-style-type: none"> <li>ロ 選炭施設</li> <li>ハ 坑水中和沈でん施設</li> </ul> </li> <li>・ 水洗炭業の用に供する施設であって、次に掲げるもの               <ul style="list-style-type: none"> <li>ロ 選炭施設</li> </ul> </li> </ul>
1の2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 豚房施設（豚房の総面積が50㎡未満の事業場に係るものを除く。）</li> <li>ロ 牛房施設（牛房の総面積が200㎡未満の事業場に係るものを除く。）</li> <li>ハ 馬房施設（馬房の総面積が500㎡未満の事業場に係るものを除く。）</li> </ul>
2	畜産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 原料処理施設</li> <li>ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。）</li> <li>ハ 湯煮施設</li> </ul>
3	水産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 水産動物原料処理施設</li> <li>ロ 洗浄施設</li> <li>ハ 脱水施設</li> <li>ニ ろ過施設</li> <li>ホ 湯煮施設</li> </ul>
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 原料処理施設</li> <li>ロ 洗浄施設</li> <li>ハ 圧搾施設</li> <li>ニ 湯煮施設</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ みそ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの               <ul style="list-style-type: none"> <li>ロ 洗浄施設</li> <li>ハ 湯煮施設</li> </ul> </li> <li>・ グルタミン酸ソーダ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの               <ul style="list-style-type: none"> <li>ニ 濃縮施設</li> <li>ホ 精製施設</li> <li>ヘ ろ過施設</li> </ul> </li> </ul>
7	てんさい糖製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 原料処理施設</li> <li>ロ 洗浄施設（流送施設を含む。）</li> <li>ハ ろ過施設</li> <li>ニ 分離施設</li> <li>ホ 精製施設</li> </ul>
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 清酒製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの               <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 原料処理施設</li> <li>ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。）</li> <li>ニ ろ過施設</li> </ul> </li> <li>・ 蒸りゆう酒製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの               <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 原料処理施設</li> <li>ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。）</li> <li>ヘ 蒸留施設</li> </ul> </li> </ul>
11	動物系飼料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 原料処理施設</li> <li>ロ 洗浄施設</li> <li>ハ 圧搾施設</li> <li>ニ 真空濃縮施設</li> </ul>
13	イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 原料処理施設</li> <li>ロ 洗浄施設</li> <li>ハ 分離施設</li> </ul>
14	でん粉製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 原料浸せき施設</li> <li>ロ 洗浄施設（流送施設を含む。）</li> <li>ハ 分離施設</li> <li>ニ 洗だめ及びこれに類する施設</li> </ul>
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 麻紡績業の用に供する施設であって、次に掲げるもの               <ul style="list-style-type: none"> <li>ハ 原料浸せき施設</li> </ul> </li> <li>・ 染色整理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの               <ul style="list-style-type: none"> <li>ニ 精練機及び精練そう</li> <li>ホ シルケット機</li> <li>ヘ 漂白機及び漂白そう</li> <li>ト 染色施設</li> <li>チ 薬液浸透施設</li> </ul> </li> </ul>
20	洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 洗毛施設</li> <li>ロ 洗化炭施設</li> </ul>

○水質汚濁防止法施行令 別表第三に掲げる施設

特定施設番号	名称
23	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パルプ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ロ 湿式パーカー ハ 碎木機 ニ 蒸解施設 ホ 蒸解廃液濃縮施設、ヘ チップ洗淨施設及びパルプ洗淨施設 ト 漂白施設 チ 抄紙施設（抄造施設を含む。）</li> <li>・紙製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 チ 抄紙施設（抄造施設を含む。）</li> <li>・湿式繊維板製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ハ 碎木機 ヘ チップ洗淨施設及びパルプ洗淨施設 チ 抄紙施設（抄造施設を含む。） ヌ 湿式繊維板成型施設</li> </ul>
24	<p>リン酸質肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ ろ過施設 ハ 水洗式破碎施設 ニ 廃ガス洗淨施設</p>
27	<p>無機顔料製造業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設</p>
29	<p>コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ ベンゼン類硫酸洗淨施設 ロ 静置分離器 ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設</p>
30	<p>エチルアルコール製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設 ロ 蒸留施設</p>
32	<p>有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ ろ過施設 ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 廃ガス洗淨施設</p>
35	<p>有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 蒸留施設 ロ 分離施設 ハ 廃ガス洗淨施設</p>
42	<p>ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設 ロ 石灰づけ施設 ハ 洗淨施設</p>
44	<p>天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設 ロ 脱水施設</p>
51	<p>石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>ホ 潤滑油洗淨施設</p>
52	<p>皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 洗淨施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム浴施設 ホ 染色施設</p>
58	<p>窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設</p>
64	<p>ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗淨施設（脱硫化水素施設を含む。）</p>
64の2	<p>水道施設（水道法第3条第8項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業場法第2条第6項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第21条第1項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの（これらの浄水能力が1日当たり1万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。）</p> <p>イ 沈でん施設 ロ ろ過施設</p>
65	<p>酸又はアルカリによる表面処理施設であって、伸線業又はみがき帯鋼、みがき棒鋼若しくは亜鉛鉄板の製造業の用に供するもの</p>
66の3	<p>旅館業（旅館業法第2条第1項に規定するもの（住宅宿泊事業法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に該当するもの及び旅館業法第2条第4項に規定する下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ ちゅう房施設 ロ 洗濯施設 ハ 入浴施設</p>
66の4	<p>共同調理場（学校給食法第6条に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が500㎡未満の事業場に係るものを除く。）</p>

○水質汚濁防止法施行令 別表第三に掲げる施設

特定施設 番号	名 称
66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（総床面積が360㎡未満の事業場に係るものを除く。）
66の6	飲食店（次号及び第66号の8に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が420㎡未満の事業場に係るものを除く。）
66の7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が630㎡未満の事業場に係るものを除く。）
66の8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積が1,500㎡未満の事業場に係るものを除く。）
67	洗濯業の用に供する洗浄施設
68の2	病院（医療法第1条の5第1項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が300以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの イ ちゅう房施設    ロ 洗浄施設    ハ 入浴施設
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
69の2	卸売市場（卸売市場法第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）（主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものを除く。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限り、これらの総面積が1,000㎡未満の事業場に係るものを除く。） イ 卸売場    ロ 仲卸売場
71の2	科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設    ロ 焼入れ施設
71の3	一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定するものをいう。）である焼却施設
74	特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（し尿処理施設（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。）及び下水道終末処理施設を除く。）